

北九州市立母子・父子福祉センター
指定管理者の募集要項

令和6年8月
北九州市

目次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	公募の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 事業規模	1
	(4) 指定管理者の選定	1
	(5) 問い合わせ先	1
3	北九州市立母子・父子福祉センターの管理に関する基本的な考え方	1
	(1) 施設の設置目的	1
	(2) 方向性（施設の在り方）	2
4	管理・運営対象施設について	2
	(1) 施設概要	2
	(2) 施設の構成	2
5	開館時間及び休館日	2
6	業務の内容及び要求水準	2
	(1) 事業に関する業務	2
	(2) 施設の運営に関する業務	2
	(3) 施設の管理に関する業務	3
	(4) その他管理運営に関する業務	3
	(5) 提案事業	3
	(6) 自主事業	3
	(7) 自動販売機の設置	4
7	事業実施に係る標準的な条件	5
8	リスク（責任）分担について	5
9	保険加入について	7
10	経費に関する事項	7
	(1) 管理運営経費（市が見込む経費に含まれるもの）	7
	(2) 指定管理者の収入として見込まれるもの	7
	(3) 指定管理料の支払い	8
	(4) 管理口座	8
	(5) 課税体系について	8
	(6) 指定管理料の精算	9
11	募集に関する事項	9
	(1) 募集及び選定のスケジュール	9
	(2) 募集及び選定手続き	9
12	応募に関する事項	11
	(1) 応募要件	11
	(2) 提出書類	11
	(3) 応募に係る費用負担	13
	(4) 留意事項	13
13	審査及び選定に関する事項	13

(1) 選定方法.....	13
(2) 応募者の失格.....	13
(3) 書類審査.....	14
(4) ヒアリング審査.....	14
(5) 指定管理者候補の選定.....	14
(6) 地元団体の優遇措置.....	14
(7) 優秀事業者の優遇措置.....	14
(8) 不適切な事業者への対応措置.....	15
(9) 選定結果の公表.....	15
14 選定基準.....	15
15 協定に関する事項.....	17
(1) 基本的な考え方.....	17
(2) 主な基本協定内容（予定）.....	17
(3) 協定の締結に際し必要な事項.....	17
(4) 協定が締結できないときの措置.....	17
16 業務を実施するにあたっての留意事項.....	17
(1) 法令等の遵守.....	17
(2) 個人情報の取扱いについて.....	18
(3) 業務の再委託.....	18
(4) 目標設定について.....	18
(5) 指定管理者の経営状況について.....	18
(6) 指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について.....	18
17 実績評価.....	19
(1) 評価基準.....	19
(2) 指定管理者による自己評価.....	19
(3) 市による実績評価.....	19
(4) 評価結果の公表.....	19
(5) 改善勧告.....	19
18 その他.....	19
(1) 業務の継続が困難になった場合の措置.....	19
(2) 事務・業務の引継ぎについて.....	20
(3) 指定管理者候補を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合等の措置.....	20
(4) 指定の議決が得られなかった場合等の措置.....	20
(5) 暴力団等の排除措置.....	20
(6) 指定期間終了後について.....	20
(7) 指定期間中の施設廃止について.....	20
(8) ネーミングライツの導入について.....	20
(9) 更新制（指定期間の延長）について.....	21
19 参考資料等.....	21

1 指定管理者制度導入の目的

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、令和7年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

北九州市立母子・父子福祉センター（以下、「センター」という。）

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

※ 本施設は、運営実績が優良な事業者の指定期間を5年から10年に延長する「更新制」を導入します。（P21<18（9）更新制（指定期間の延長）について>参照）

(3) 事業規模

管理運営経費（事業規模）47,708千円

＝指定管理料（上限額）47,708千円

※単年度あたりの金額で、消費税相当額を含む

（P7<10 経費に関する事項>参照）

(4) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、本募集要項に基づき公募を行い、「母子父子福祉センター指定管理者検討会の開催に関する要綱」に基づき開催する検討会において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施します。その後、市は、検討会での検討結果を参考に指定管理者候補を決定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、北九州市ホームページへの掲載等により公表します。その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(5) 問い合わせ先

【公募内容に関すること】

〒803-0812 北九州市小倉北区内1-1

北九州市 子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課

電話：093-582-2410 E-mail：kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

【制度に関すること】

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

北九州市 財政・変革局 市政変革推進室

電話：093-582-2160 E-mail：zai-henkaku@city.kitakyushu.lg.jp

3 北九州市立母子・父子福祉センターの管理に関する基本的な考え方

(1) 施設の設置目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号）第39条に基づく母子・父子福祉施設であり、母子家庭・父子家庭（以下、「ひとり親家庭」という。）及び寡婦に対し、

各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等、ひとり親家庭及び寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設です。

(2) 方向性（施設の在り方）

本施設は、ひとり親家庭の生活向上を図るための施設です。このため、各種相談事業のほか、就業に必要な技能や知識を習得する講座や、親と子のふれあい講座など、様々な面からひとり親家庭の生活をサポートすることを目指しています。

4 管理・運営対象施設について

(1) 施設概要

- ア 名称：北九州市立母子・父子福祉センター
- イ 所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号「ウエルとばた」4階の一部
- ウ 占有面積：約564.48㎡
- エ 構造：地下0階地上12階 鉄骨造
- オ 規模：延床面積約37,000㎡（ウエルとばた全体）
- カ 最低限度の要求水準：延べ利用者数10,200人。

(2) 施設の構成

- ア 事務室 (約72.04㎡)
- イ 研修室(A・B) (約91.93㎡)
- ウ 研修室(和室) (約46.30㎡)
- エ O A研修室 (約55.68㎡)
- オ 倉庫 (約15.36㎡)
- など

5 開館時間及び休館日

以下のとおり北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第27号）で定めています。休館日や開館時間についても提案してください。

- ア 休館日：毎週土曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- イ 開館時間：平日…午前9：30～午後8：30、日曜日…午前9：30～午後6：00

6 業務の内容及び要求水準

主な業務内容は以下のとおりです。数値を用いた、市として指定管理者に求める最低限度の要求水準等の詳細については、別添「仕様書」を参照ください。

(1) 事業に関する業務

- ア ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する講習、講座等の開催に関すること。
- イ ひとり親家庭及び寡婦の福祉についての相談に関すること。
- ウ ひとり親家庭及び寡婦の自主活動についての助言に関すること。
- エ その他ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に関すること。

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 母子・父子福祉センターの使用許可に関する業務
利用申請の受付、利用許可の決定、利用者への案内

イ 母子・父子福祉センターの維持・管理に関すること。

庶務事務

- (ア) 経理事務
- (イ) 実施事業に関する月例報告、各種調査、照会、回答事務
- (ウ) 備品の管理等

(3) 施設の管理に関する業務

- ア 施設専有部分の維持保全・付属設備の点検保守
- イ 施設占有部分の一般清掃及び特別清掃による良好な環境衛生の維持
- ウ 施設機材の保全に関する業務等
- ※ 施設専有部分以外の施設管理事務（清掃、設備保守、警備、光熱水費）については、「ウェルとばた」全体を福祉会館・戸畑市民会館の指定管理者で取りまとめます。したがって、本件の指定管理者は、面積按分した経費を負担します（単独で、契約先の変更や仕様の変更はできません。）

(4) その他管理運営に関する業務

- ア 事業計画書及び収支計画書の提出
- イ 業務報告書（月報）、事業報告書及び収支決算書の提出（毎年4月末までに提出）
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 地域や類似施設との連携に関する業務
- オ 自己評価の実施
- カ 指定期間終了による引継業務
- キ その他母子・父子福祉センターの運営に関して必要な業務

(5) 提案事業

本市が仕様書に掲げた業務の他に、自らが指定管理業務（行政サービス）として企画する事業を提案することができます。

なお、提案事業が採用された場合は、指定管理料を経費に充て実施できます。※P8<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>参照

(6) 自主事業

指定管理者は、施設の魅力を向上させ、活性化するために、上記「6（1）～（5）業務の内容及び要求水準」に掲げた業務および提案事業とは別に、指定管理業務以外（指定管理料以外の財源を活用）として、自らの責任において「自主事業」を行うことができます。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し必要な許可を得なければなりません。また、自主事業が、施設の利用にふさわしくない場合は許可できません。

事業計画書において提案された自主事業の可否については、市と協定を締結する際に改めて協議するものとします。なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがあるときは、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

自主事業の実施にあたっては、以下の留意事項を踏まえてください。

※P9<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>参照

【留意事項】

- ① 設置目的とは、施設の設置・運営に必要な事項に関するものであって、施設所管課において判断する。
- ② 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議しその承認を得なければならない。
- ③ 市は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲であると認められる場合に限り、自主事業の実施を承認する。
- ④ 指定管理者は、自らの責任と費用により、自主事業を実施するものとする。また、自主事業による収入は指定管理者が収受するものとする。ただし、予め市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。
- ⑤ 自主事業の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、市が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- ⑥ 自主事業に要する経費に対し、市が支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）を充てることはできない。
- ⑦ 自主事業に係わる施設の利用については、行政財産の目的外使用許可や占用許可等を受け、市に対して支払う使用料や占用料等が発生する場合がある。
- ⑧ 新たな自主事業の実施検討のため、「トライアル事業制度」により試行する場合、選定における審査（評価）の対象としない。

なお、「トライアル事業制度」による実施を検討している自主事業については、あくまで新たな自主事業の実施を検討する試行段階であり、自主事業の正式な実施を提案するものでないことから、本選定における審査の対象としませんので、事業計画書には記載しないでください。

「トライアル事業制度」とは

指定管理者が、新たな自主事業を実施検討するにあたり、集客性や採算性等を確認するための暫定的な施設利用を認める制度。

対象 新たに実施を検討する自主事業でトライアル実施する事業

内容 施設の使用料（目的外を含む）を全額免除する（※使用申請は必要）

- 条件**
- ・ トライアル実施の期間は、原則として最長1か月とする
※ただし、一定期間の試行が認められる場合、最長3か月での実施が可能
 - ・ 通常の自主事業の実施と同様、事前に市の承認を得る必要がある
 - ・ 正式に事業実施する場合は、別途、事前に市の承認を得る必要がある
 - ・ 同一事業のトライアル実施は、指定期間中1度のみとする

（7）自動販売機の設置

自主事業として、施設に自動販売機（以下「自販機」という。）を設置することができます。施設に自販機を設置する場合は、次の事項を提案書に明記してください。なお、下記の納付金額等は、行政財産に清涼飲料水等自販機を設置する場合のものです。提案された自販機の種類が清涼飲料水等以外の場合、許可申請や下記以外の使用料等が必要となる場合があります。設置する予定の自販機が清涼飲料水等自販機に該当するか否かは、事前に市に確認してください。

また、指定期間開始後に、選定時に提案したもの以外の自販機を設置する場合は、その必要性を含めて市と協議を行うこととします。

※「清涼飲料水等自販機」とは

民間事業者が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自動販売機（「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」第2条）をいう。

※「清涼飲料水等」とは

「清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料」を示します。

ア 提案事項

- ① 設置台数
- ② 設置場所
- ③ 収支見込（《様式13》収支計画書（自主事業）に明記）
- ④ 市に納付する予定金額（（7）のイを参照）

※③④は、自主事業の収支計画書に明記してください

イ 市へ納付する金額

市は、指定管理施設における自販機設置を施設の設置目的内の事業と位置付けるため、使用料は徴収しませんが、行政財産の一部を活用することには変わりはないため、自販機設置事業者から受け取る貸付料等の利益の一部を市に納付してください。

市に納付する金額は、「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じ、自販機1台あたり最低貸付料（建物960円/月）以上の金額とします。

ウ 指定後の自販機設置事業者の選定方法

自販機の設置が自主事業として認められた場合は、行政財産に設置するという観点から、市の「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じて自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を選定する等、競争性を保つ手続きにより設置事業者を選定してください。

なお、上記要綱等のうち、次の応募資格要件については必須としてください。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- 公共の安全及び施設を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

エ 自販機設置に係る経費

自販機の設置は自主事業であるため、光熱水費等、自販機の設置および管理にかかる経費については指定管理者の負担とし、指定管理業務およびその他の自主事業と明確に会計を区分してください。光熱水費についても、自販機に子メーターを設置するなどにより適切に把握し、指定管理料からは支出しないでください。

7 事業実施に係る標準的な条件

母子・父子福祉センターの運営に関し、ひとり親家庭及び寡婦の雇用の促進の観点から、ひとり親家庭の親や寡婦の積極的な雇用に努めてください。

8 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。詳細は、協定の締結を行う際に定めます。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者 (応募団体)
応募	応募に関して必要となる費用		○
指定の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
	著しい物価の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの		○※
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害(地震、台風など)、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

※修繕費は、実績払い(概算払いにより精算を行う経費)とし、指定管理者はその経費の中で対応を行う

9 保険加入について

市は「全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険」に加入しています。指定管理者においては、以下の保険に加入してください。

- ① 指定管理者賠償責任保険（地方自治体と指定管理者を被保険者とするもの）
- ② その他、想定される事故等に対応可能な保険

10 経費に関する事項

北九州市立母子・父子福祉センターは利用料金制を採用しません。指定管理者は、市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。

なお、本施設は、自主事業収益からの一部還元を求めます。

管理運営経費（事業規模）47,708千円（消費税10%含）
＝指定管理料（上限額（単年度））47,708千円
※単年度あたりの金額で、消費税相当額を含む

（1）管理運営経費（市が見込む経費に含まれるもの）

以下の①～⑤の経費をもとに市が想定する管理運営経費の単年度の総額は、47,708千円を見込んでいます。

- ①施設の維持管理費、②人件費、③事業費（自主事業を除く）④その他管理運営に関する経費、⑤一般管理費等

なお、「①施設の維持管理費」のうち、修繕費77千円は実績払い（概算払いにより精算を行う経費）とし、指定管理者はその経費の中で対応を行っていただきます。

（2）指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 指定管理料

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、年度協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。

提案可能な一年間あたりの指定管理料上限額は、「管理運営経費」から「自主事業からの収益還元」を差し引いた額です。

【指定管理料上限額】47,708千円（年間額、消費税相当額を含む）
※上限額には、毎年度の人件費や物価の変動（上昇率）を見込んでいます。
（上昇率）人件費8.05%/年平均、物件費4.02%/年平均

なお、指定管理料の提案にあたっては、修繕費77千円（変更不可）を計上し、その他経費を含めて上限額の範囲内で自由に提案してください。この修繕費は、実績払い（概算払い）とし、毎年度、精算（過不足により返還または補填）します。

イ 自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

ただし、施設の使用にあたっては、自主事業の実施者として利用料金を指定管理者に、または、行政財産の使用にあたっては、所定の手続き後、所定の使用料（目的外使用料）を市

に支払うことになります。

(3) 指定管理料の支払い

支払い方法は、分割によるものとし、その時期や分割方法は協議の上、協定で定めます。

(4) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入については、団体自体の会計とは区分し、適切に管理してください。具体的には、必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用の口座を開設するなどして、透明性の高い会計処理に努めてください。

< 指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等） >

事業の種類		事業の種類	経費の負担方法	収入の種類	収入の帰属	施設の利用権限
設置目的内	ア. 指定管理業務 (協定書記載業務) 【市が仕様書に掲げた業務】	① 施設の維持管理	指定管理料	収入なし	-	代行管理権
			指定管理料+利用料金			
			利用料金			
		② 施設の運営	指定管理料	使用料	市	
			指定管理料+利用料金	利用料金	指定管理者	
			利用料金	利用料金	指定管理者	
		③ 施設の利用促進のための活動 (PR・営業活動)	指定管理料	収入なし	-	
			指定管理料+利用料金			
	利用料金					
	④ イベント、興行等のソフト事業	指定管理料	興行収入又は実費 使用料	市		
		指定管理料+利用料金				
		利用料金	興行収入又は実費 利用料金	指定管理者		
利用料金		興行収入又は実費 利用料金	指定管理者			
イ. 指定管理業務 (協定書記載業務) 【提案事業】	⑤ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載)	指定管理料	収入なし	-	代行管理権	
		指定管理料+利用料金				
		利用料金				
		指定管理料	収入又は実費 使用料	市		
		指定管理料+利用料金	収入又は実費 利用料金	指定管理者		
		利用料金	収入又は実費 利用料金	指定管理者		
ウ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務) 【自主事業】	⑥ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載以外)	自己負担	収入なし	-	施設の使用許可	
			収入又は実費	指定管理者 (一利用者・業者)		
			利用料金	市		
			使用料	市		
エ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務) 【自主事業】	⑦ 法上の指定管理業務になり得ないもの (施設の設置目的等との関係が薄いもの)	自己負担	収入なし	-	目的外使用許可	
			収入又は実費	指定管理者 (一利用者・業者)		

(5) 課税体系について

ア 消費税

指定管理料の全額が消費税の課税対象となります。

イ 印紙税（印紙税が必要な場合）

指定管理者が本市に交付する協定書には収入印紙の貼付が必要となります。

※印紙税が必要な場合：ガイドライン P24 「(2) 印紙税について」 参照

- ウ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応
以下を参考にインボイス制度への対応を行ってください。

収入の種類	インボイスの交付者
使用料	市※
自主事業による収入	指定管理者

※ 本施設では、市に代わり使用料の徴収を行うなどの公金取扱事務においてインボイス対応を行っていただきます。対応方法の詳細（媒介者特例、代理交付、直接交付）は、別途協議により決定します。

(6) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填は行いません。

ただし、協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

11 募集に関する事項

(1) 募集及び選定のスケジュール

ア 募集要項の配布開始	令和6年8月19日（月）
イ 募集説明会の開催	令和6年9月5日（木）
ウ 質問の受付	令和6年8月19日（月）～ 9月10日（火）
エ 申請意向届出書の提出	令和6年8月19日（月）～ 9月13日（金）
オ 申請書及び事業計画書の受付	令和6年8月19日（月）～ 9月20日（金）
カ 審査	
○書面審査	令和6年10月上旬
○ヒアリング及び検討会	令和6年10月上旬
ク 指定管理者候補の選定	令和6年10月中旬
ケ 選考結果の報告	令和6年10月中旬
コ 仮協定の締結	令和6年11月
サ 指定管理者の指定	令和6年12月議会
シ 指定管理者の指定等の通知	令和6年12月議会後速やかに
ス 協定の締結	令和7年3月

(2) 募集及び選定手続き

ア 募集要項の配布

募集要項等の資料については、令和6年8月19日（月）から市ホームページに掲載しますのでダウンロードして使用ください。

イ 募集説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。なお、説明会への参加は、応募要件としませんが、できるだけご参加いただきますようお願いします。

令和6年9月4日(水)12:00までに募集説明会参加申込書兼連絡先届出書《様式2》を問い合わせ先までE-mailで提出してください。

○開催日時：令和6年9月5日(木) 11:00から

○開催場所：北九州市役所本庁11階112会議室

○参加人数：各団体2名以内とします。

※希望者には、説明会終了後に現地視察を行います。

(13時から実施予定。現地集合、現地解散)

※募集要項等、市ホームページに掲載している資料は当日配布しません。

※以後、指定管理者の募集に関し市から連絡する場合は、《様式2》に記載されている連絡先にE-mailで通知します。

エ 質問の受付

○受付期間：令和6年8月19日(月)～9月10日(火)17時まで

○受付方法：所定の質問書《様式1》に記入の上、問い合わせ先までE-mailで提出してください。

○回答方法：随時、《様式2》に記載されている連絡先にE-mailで回答します。

なお、応募団体からの質問・回答については、公平性の観点から全ての応募団体に対して内容をお知らせします。

オ 申請意向届出書の提出

応募申請の意向がある事業者は、令和6年9月13日(金)17:00までに申請意向届出書《様式2-2》を問い合わせ先までE-mailで提出してください。

※以後、指定管理者の募集に関し市から連絡する場合は、《様式2-2》に記載されている連絡先にE-mailで通知します。

カ 応募申請書の受付

応募申請書を次のとおり受け付けます(土日祝日は除く)。

○受付期間：令和6年8月19日(月)～9月20日(金)

○受付時間：8:30～17:00(正午から午後1時を除く)

○提出場所：北九州市子ども家庭局子育て支援課

(北九州市小倉北区域内1-1 北九州市役所本庁11階)

○提出方法：必ず提出場所に持参してください。

キ 審査

○書面審査の実施

応募団体により提出された提案書を審査します。

○ヒアリング審査の実施

応募団体へのヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により、指定管理者候補の選定を行います。

ク 指定管理者候補の選定

市は、指定管理者検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を選定します。

ケ 選考結果の報告

選定検討会を受け、選考した結果については、応募団体(共同事業体については代表団体)へ郵送にて報告します。

コ 仮協定の締結

市は指定管理者候補と事前準備等についての協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

サ 指定管理者の指定

市は、北九州市議会（令和6年12月議会予定）の議決後に、指定管理者候補を指定管理者として指定します。

シ 指定管理者の指定（もしくは、指定されなかったこと）についての通知

指定されたこと（もしくは、指定されなかったこと）については、応募団体（共同事業体については代表団体）へ郵送にて通知します。

ス 基本協定の締結

議会の議決を受けて、市は指定管理者と基本協定を締結します。なお指定期間中は会計年度ごとに、別途年度協定を締結します。

12 応募に関する事項

(1) 応募要件

応募要件は、以下のとおりです。

- ① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 提出書類

応募に際し、以下の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、指定された様式や既存のパンフレット等を除き、A4判縦（片面印刷）、綴しろ余白20mm程度を確保するよう統一して作成してください。

ア 申請書 各1部

- ① 指定管理者応募申請書 《様式3-1》
- ② 委任状 《様式3-2》 ※準市内団体として応募する場合のみ
なお、共同事業体で応募する場合は、次の書類も提出してください。
- ③ 指定管理者資格確認申込書 《様式4》
- ④ 「北九州市立母子・父子福祉センターの指定管理者募集」に係る共同事業体協定書《様式5》

⑤ 委任状 《様式 6》

イ 団体に関する書類 11部（正本1部 副本10部）

- ① 団体の事業概要書 《様式 7》
- ② 団体の代表及び役員名簿 《様式 8》
- ③ 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人にあっては登記簿謄本
その他団体にあっては、法人の登記簿謄本の記載事項を明らかにする資料
- ⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書
- ⑥ 過去2年分の納税証明書（法人税、市税、消費税及び地方消費税）
（なお、法人・団体の設立が令和6年度の場合は、提出不要です。）

■市税について

北九州市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」を提出してください。なお、市外に本社がある場合は、本社所在地の市区町村等で発行される納税証明書を提出してください。

※ 北九州市税を納付して間もない（約2週間）場合は、納付の確認ができないことがあるので、最新の市税の領収証書、振替記入済の通帳又は振替済通知書等を持参してください。

■法人税、消費税、地方消費税について

納税地を所管する税務署において発行される「納税証明書（その1）」を提出してください。

- ⑦ 直近2年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書
（なお、法人・団体の設立が令和6年度の場合は、提出不要です。）
- ⑧ 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）
- ⑨ 法人市民税確定申告書（第二十号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第二十号の三様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
※準市内団体として応募する場合のみ

ウ 提案書 11部

- ① 提案概要 《様式 9》
- ② 提案書表紙 《様式 10》
- ③ 事業計画書 《様式 11》
- ④ 収支計画書 《様式 12》
- ⑤ 収支計画書（自主事業） 《様式 13》
- ⑥ 人員配置計画表 《様式 14》

※詳細については、別紙（「作成要領」及び）「応募書類様式集」を参照ください。

※提案書の作成にあたっては、必要に応じて図式を挿入する等、書類を一読して計画内容が十分に理解できるよう、記載してください。なお、《様式 11》～《様式 13》については、合計50枚〔A4判縦（片面印刷）、綴しろ余白20mm程度を確保〕を上限とします。

エ CD-R(W) 1枚（《様式 7》～《様式 14》のデータが入ったもの）

オ 提出書類一覧表 《様式 15》 1部

(3) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は応募する法人・団体の負担とします。

(4) 留意事項

- ① 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 受付期限を過ぎた場合、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。(軽微な修正を除く)
- ③ 提出された書類は理由の如何に係わらず、すべて返却いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募一団体(グループ)につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 単独で応募した団体が別の共同事業体の構成団体となること、また、1つの団体が複数の共同事業体において同時に構成団体となることはできません。
- ⑦ 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出された書類は、北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑧ 指定管理者検討会における採点結果、会議録等指定管理者の指定に関する情報は、選定された団体、選定されなかった団体を問わず、公表します。
- ⑨ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面(様式任意)にて提出してください。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討します。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定します。

(2) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者資格)の規定に該当する場合。
 - ② 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの(従業員を含む)。
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている場合。
 - ⑤ 本市から指名停止措置を受けている場合。
 - ⑥ 本市と現在係争中の場合。
 - ⑦ 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。
 - ⑧ 指定管理者候補の選定に関して、自己の有利になる目的のため、検討会の構成員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合。
 - ⑨ 他の団体の応募を妨害した場合
 - ⑩ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。
- ※ 上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。
- ※ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理

料の上限額を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

(3) 書類審査

ア 実施方法

応募団体により提出された提案書を検討会の意見を参考に審査します。

イ 審査内容

選定基準に基づき、事業計画書をもとに検討会の意見を参考に審査します。

(4) ヒアリング審査

提案書の内容や団体の経営状況などについてのヒアリングを実施します。

※日時、場所、内容などについては、E-mailでご連絡します。

(5) 指定管理者候補の選定

市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定します。

(6) 地元団体の優遇措置

本市では、地域経済活性化を目的として、地元団体に対し、本選考時の総合得点に下記優遇措置を設けています。

なお、共同事業体等、グループでの応募の場合、代表団体の本社及び支店等の状況から判断いたします。

区 分	基 準	最終審査時における優遇措置の内容
市内団体	本社又は本店が市内にある団体	総合得点に5点加算する。
準市内団体	市内にある支店、営業所等の長等に基本協定締結等に関する権限を委任しており、法人市民税の均等割の課税対象※となっている団体	総合得点に3点加算する。

※法人市民税確定申告書(第二十号様式)又は市町村民税の均等割申告書(第二十号の三様式)の写し(提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの)によって確認ができることが加点の要件となります。

(7) 優秀事業者の優遇措置

本市では、指定管理者の応募意欲あるいはやる気を高めるための優秀指定管理者に対する優遇措置を設けています。

令和6年度に実施した指定管理者評価(次回選定に向けての多段階評価)において、ランクが「A」の優秀事業者に対し、合計得点に応じて本選考時に下記優遇措置を行います。

なお、優遇措置は、その事業者(指定管理者)が優秀な評価を受けた施設に関する選考に限り適用されます。

評価結果		最終審査時における優遇措置の内容
「A」評価	合計得点が 90点以上	総合得点に5点加算する。
	合計得点が 80点以上 90点未満	総合得点に3点加算する。

(8) 不適切な事業者への対応措置

本市では、指定管理者の不正行為などを抑止し、公の施設の管理者として適切に管理運営いただくことを図るため、対応措置を設けています。

令和6年度に実施した指定管理者評価（次回選定に向けての多段階評価）において、ランクが「D」または「E」の事業者に対し、本選考時に下記対応措置を行います。

なお、対応措置は、その事業者（指定管理者）が、努力が必要である（ランクが「D」または「E」）と評価を受けた施設に関する選考に限り適用されます。

評価結果	選定時の審査
D評価（50～59点）	総合得点から10点減点する。
E評価（50点未満）	総合得点から15点減点する。

(9) 選定結果の公表

選定結果については、議会に提供するとともに市のホームページ上において公表します。公表内容は、原則として、応募団体数及び団体名（及び共同事業者の場合は、各構成団体名）、選定方法、検討会構成員、選定基準及び配点、審査結果（各応募団体の得点）、評価、団体の提案概要、会議録等です。

14 選定基準

選定に当たっては、下記の選定基準に基づき、審査を行います。なお、審査にあたっては、「管理運営事業計画の適確性」の提案を特に重視します。

また選定基準のうち、「1（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針」や「1（2）安定的な人的基盤や財政基盤」、「2（4）収支計画の妥当性及び実現可能性」や「2（6）平等利用、安全対策、危機管理体制など」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと市が判断する場合は、落選となる場合があります。

選定基準	選定のポイント	配点
1 指定管理者としての適性		15
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。	5

選定基準	選定のポイント	配点
2 管理運営計画の適確性		95
【有効性】		40
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	<p>○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>※利用促進を目的としている施設の場合</p> <p>○施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。</p> <p>※複数の施設を一括して管理する場合</p> <p>○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p>	25
(2) 利用者の満足向上	<p>○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p>	15
【効率性】		25
(3) 指定管理料及び収入	<p>○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>○収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p>	15
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	<p>○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>○経費の配分は適切であるか。</p> <p>○積算根拠は明確であるか。</p> <p>○再委託が適切な水準で行われているか。</p>	10
【適正性】		30
(5) 管理運営体制など	<p>○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p> <p>○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p>	10
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	<p>○施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。</p> <p>○利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。</p> <p>○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</p> <p>○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。</p>	10
(7) 社会貢献・地域貢献	<p><社会貢献の視点></p> <p>○ひとり親や寡婦等の雇用促進が考えられているか。</p> <p>○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。</p> <p>○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。</p> <p><地域貢献の視点></p> <p>○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。</p> <p>○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。</p> <p>○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。</p>	10
合 計		110

15 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

市は、検討会の検討結果を参考に決定した指定管理者候補との協議成立後に必要に応じて仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者候補を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結します。

(2) 主な基本協定内容（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 利用の許可等に関する事項
- ③ 業務の範囲や実施条件に関する事項
- ④ 利用料金及び減免の取扱いに関する事項
- ⑤ 市が支払う経費に関する事項
- ⑥ 施設内の物品の帰属及び管理に関する事項
- ⑦ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ⑧ 指定期間終了後の引継ぎに関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑩ 個人情報の保護に関する事項
- ⑪ リスク分担に関する事項
- ⑫ ネーミングライツに関する事項
- ⑬ その他市長が必要と認める事項

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。また、協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議します。

(4) 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化などにより、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

16 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守

北九州市立母子・父子福祉センターの管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ④ 社会福祉法

- ⑤ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ⑥ 北九州市立母子・父子福祉センター管理要綱、同管理要領、同管理運営規定
- ⑦ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ⑧ 母子父子自立支援プログラム策定事業の実施について
- ⑨ （厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ⑩ 施設維持、設備保守点検に関する法規
- ⑪ その他関連法規

なお、法令遵守について確認するため、市は適宜モニタリングを実施します。また、専門家（社会保険労務士等）による審査を行うことがあります。

（２）個人情報取扱いについて

指定管理者の業務に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が適用されます。本法律の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

（３）業務の再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、企画立案、事業運営等、指定管理業務の基幹的業務以外の、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、地域経済活性化の観点から、業務を再委託する場合は地元企業に優先的に発注してください。ただし、

- ・ 地元企業に履行可能な業者がない
- ・ 地元企業に限定することで、履行可能な業者が限られ競争性がない

等の一定の理由がある場合は、地元企業優先発注の例外とし、市外企業に発注することを認めます。

（４）目標設定について

要求水準等を参考の上、提案書様式11において、数値目標を掲げてください。なお、この目標値は評価の際に必ず達成度合いを確認するとともに、達成した場合、達成しなかった場合、いずれにおいても原因・要因分析を行います。ただし、数値目標を単に達成すれば高い評価を得られるというのではなく、目標の内容や目標のレベル等を勘案の上、評価することとなります。

（５）指定管理者の経営状況について

指定管理者の経営状況を把握するため、決算終了後、決算書等（貸借対照表及び損益計算書等）団体の経営状況を確認できる書類を提出してください。

（６）指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について

指定管理料の水準等を把握するため、応募時に提出した収支計画書を基に、毎年度終了後、指定管理業務に係る予算と実績を比較検証し、その増減理由については、事業報告書の料金収入の実績及び管理経費等の収支状況（収支決算書）等に明記してください。

17 実績評価

(1) 評価基準

指定管理開始後の事業実績の評価については、選定当時の選定基準及び事業計画書（応募時に提案された計画書）などをもとに、主に次の観点から評価基準を作成し、市および指定管理者は評価を行います。

- ① 市民サービスの向上、利用促進等が十分図られたか。
- ② 経費の低減の効果があつたか。
- ③ 施設の効用を最大限発揮し、住民福祉の増進を目的とする公の施設に相応しい管理・運営が行われたか。

(2) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、協定書や事業計画書等に沿った実施実績や課題分析等について自己点検を行い、毎年度終了後30日以内（4月末まで）に事業報告書を作成し市に提出します。

(3) 市による実績評価

主に次の方法により、市が北九州市指定管理者の評価に関する検討会議の意見を参考に、公正かつ適正に評価を行います。

- ① 施設を利用する市民等の評価（利用者アンケートの内容）
- ② 指定管理者による自己評価（事業報告書の内容）
- ③ 市が実施する施設の維持管理及び経理等事務処理に関するモニタリングの結果

(4) 評価結果の公表

市は、上記の評価基準及び評価方法に基づき、年度ごとに評価を行います。市の評価結果については、毎年度終了後の8月末までに、市のホームページ上において公表します。公表する内容は、施設名称、指定管理者名、評価基準、評価結果の4つです。また、指定管理者による自己評価の結果（事業報告書）についても、あわせて公表することとします。

(5) 改善勧告

事業の評価に基づき、業務の改善が必要な場合は、北九州市においても調査を行い、協議の上、指定管理者に対して、改善勧告を行います。

また勧告によっても改善がみられない場合は、指定期間中であってもその指定を停止し、又は取り消すことがあります。

18 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は指定の取消をすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両者で協議を行うものとし、協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとし、

(2) 事務・業務の引継ぎについて

指定管理者候補とは、仮協定締結以降、令和6年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

なお、指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うものとし、

(3) 指定管理者候補を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合等の措置

議決を得るまでの間、指定管理者候補の辞退や、指定管理者候補を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたなど、議会の議決(判断)によらない事由により、指定管理者候補が不在となる場合には、候補とならなかったものから候補を繰り上げ、指定管理者候補となる場合があります。

(4) 指定の議決が得られなかった場合等の措置

市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補を指定管理者に指定しません。

なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(5) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、応募団体(従業員含む)が、暴力団等である又は関わり合いがあると判明した場合、以下の措置をとります。

- ・ 指定管理者として指定する前(指定管理者候補)…指定管理者の指定は行いません。
- ・ 指定管理者として指定した後…指定を取り消します。

(6) 指定期間終了後について

指定期間終了にともない、次の指定管理者候補を選定する際には公募を行います。

(7) 指定期間中の施設廃止について

本募集要項では、指定期間を5年と定めていますが、市側のやむを得ない事情により、指定期間の途中で指定管理施設の一部又は全部を廃止せざるを得ない場合があります。

その場合の具体的な対応については、基本協定書に基づき、指定管理者と市が協議を行い決定します。

(8) ネーミングライツの導入について

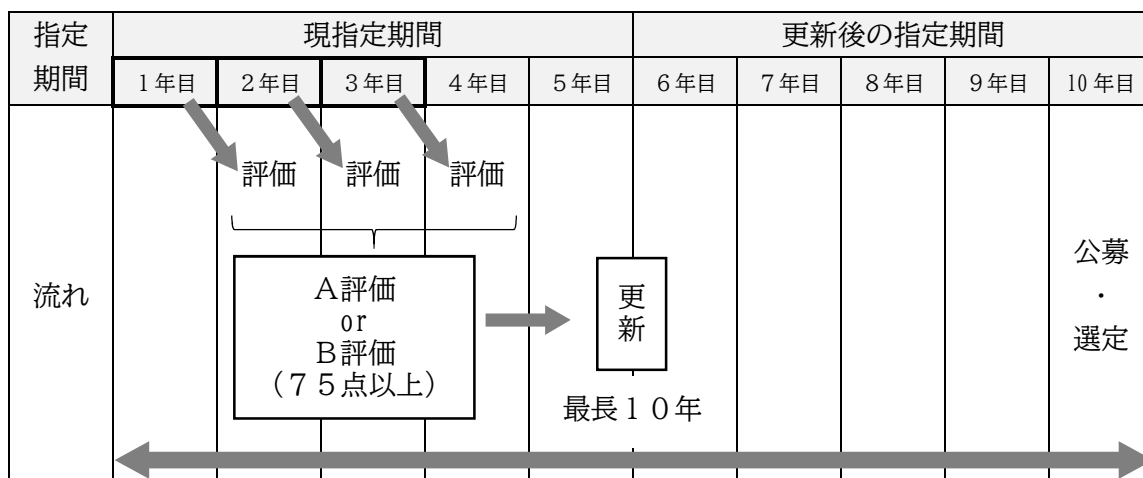
指定管理期間中に、市がネーミングライツを導入する場合があります。その際は、市とサポーターが締結する契約に基づき、愛称を施設の名称として使用するなど、サポーターの権利を確保してください。

また、看板やウェブサイト、チラシ等の媒体についても変更となる場合があります（ネーミングライツの導入により新たな経費等が発生する場合は、市またはサポーターが費用を負担します）。

(9) 更新制（指定期間の延長）について

毎年度、市が実施する実績評価の結果において、指定期間1～3年目の3年間の平均得点が、75点（B評価）以上の事業者で、管理運営の継続を希望する者については、議会の議決を経た上で、1期に限り指定の更新（指定期間5年の延長）を行うことを可能とします。

更新を行うかは、指定期間4年目における3年目の実績評価後に行い、延長する期間（6～10年目）の指定管理料は、直近の物価変動などを参考に協議の上決定します。



19 参考資料等

- 別紙 1 関係法令等
- 地方自治法（抜粋）
 - 個人情報の保護に関する法律（抜粋）
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）
 - 社会福祉法（抜粋）
 - 母子福祉施設の設備及び運営について
 - 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）
 - 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）
 - 北九州市立母子・父子福祉センター管理要綱
 - 北九州市立母子・父子福祉センター管理運営規定
 - 北九州市立母子・父子福祉センター事業実施要領
 - 母子家庭等就業・自立支援事業の実施について
 - ひとり親家庭等生活向上事業の実施について
 - 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について
 - ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について
 - 公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱
- 2 施設概要
 - 3 施設平面図
 - 4 施設略図

北九州市立母子・父子福祉センター
指定管理者募集

関係法令等

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抜粋)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抜粋)

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)(抜粋)

(定義)

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。))又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)をいう。第八条第二項において同じ。)の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の大過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

- 一 社会福祉法人 理事
- 二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて内閣府令で定めるもの
内閣府令で定める役員

第三章 母子家庭に対する福祉の措置

(雇用の促進)

第二十九条 国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(母子家庭就業支援事業等)

第三十条 国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。
 - 二 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。
 - 三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

- 一 母子家庭の母及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。
- 二 母子家庭の母及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。
- 三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(母子家庭自立支援給付金)

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

- 一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受

け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

（母子家庭生活向上事業）

第三十一条の五 都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「母子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（父子家庭就業支援事業等）

第三十一条の九 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「父子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 父子家庭の父及び児童並びに事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(父子家庭生活向上事業)

第三十一条の十一 都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務（以下「父子家庭生活向上事業」という。）を行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 父子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、父子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五条 国は、前条第一項において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 寡婦の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 寡婦の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「寡婦就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 寡婦に対し、就職に関する相談に応じること。

二 寡婦に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

3 都道府県は、寡婦就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委

託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(寡婦生活向上事業)

第三十五条の二 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

2 都道府県及び市町村は、前項に規定する業務（以下「寡婦生活向上事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(母子・父子福祉施設)

第三十八条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる。

(施設の種類)

第三十九条 母子・父子福祉施設の種類の種類は、次のとおりとする。

一 母子・父子福祉センター

二 母子・父子休養ホーム

2 母子・父子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子・父子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

(施設の設置)

第四十条 市町村、社会福祉法人その他の者が母子・父子福祉施設を設置する場合には、社会福祉法の定めるところによらなければならない。

(寡婦の施設の利用)

第四十一条 母子・父子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭等に準じて母子・父子福祉施設を利用させることができる。

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当

該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

母子福祉施設の設備及び運営について(昭和四〇年六月一二日)(発児第一四五号)(抜粋)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達)

母子及び寡婦福祉法第二〇条の規定による母子福祉施設の設備及び運営について、次のとおり設置要綱を定めたから、今後母子福祉施設の設置にあたっては、これにより取り扱われたいく通知する。

おって、昭和三五年四月二二日厚生省発児第九九号貴職あて本職通知「母子福祉センターの設置について」及び昭和三八年三月二九日厚生省発児第四三三号貴職あて本職通知「母子休養ホームの設置について」は廃止する。

なお、前記通知により現に設置されている母子福祉センター及び母子休養ホームは、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉施設たるものであるが、これら施設を設置する者が国及び都道府県以外の者である場合には、社会福祉事業法(昭和二六年法律第四五号)第六四条に規定する届出をしなければならないものである。

母子福祉施設設置要綱

第一 母子福祉センター

1 事業内容

母子福祉センターは母子及び寡婦福祉法第二一条第二項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

(1) 母子相談

母子家庭に対し、生活、住宅、養育、教育、結婚その他の身上相談に応じ、必要な専門的指導及び援助を行なうこと並びに母子相談員に対し、職務上必要な援助を行ない、その連絡調整にあたること。

(2) 生業指導

母子家庭の母又はその子女が行なう事業に関し、その経営に必要な相談に応じ、個別的又は集団的に必要な助言及び指導を行なうこと。

(3) 技能習得

母子家庭の母又はその子女が事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を個別的、又は集団的に習得させること。

(4) 内職あっ旋等

母子家庭の母又はその子女に対し、内職をあっ旋し又は職場の開拓を促進すること。

(5) 保育

前各項に掲げる事業を円滑に行なうことを確保するため、母子家庭の母又はその子女が母子福祉センターを利用する間、その母子家庭の児童を保育すること。

(6) その他

前各項に掲げるもののほか、必要に応じて次に掲げる事業を行なうものとする。

ア 集会の開催

母子家庭の生活の向上を図るための講習会、講演会、レクリエーション等に関する集会を開催し又はこれらの集会のために必要な場所を提供すること。

イ 学生寮

母子家庭の子女であって、高等学校若しくは大学に就学し、又は各種学校に就業している者に対し、学生寮を利用させること。

ウ 宿泊施設

母子家庭の母又はその子女に対し、(1)から(4)までに掲げる事業を円滑に行なうことを確保し又はそれらの者の便宜を図るため宿泊する施設を利用させること。

エ その他の事業

その他母子家庭の福祉のために必要と認める事業を行なうこと。

2 関係機関との連携

母子福祉センターが、その事業を行なうにあたっては、児童相談所、福祉事務所、母子相談員、児童委員、保健所、市町村、公共職業安定所、公共職業訓練所、家庭裁判所、学校その他関係機関と連携を密にするとともに必要に応じて母子福祉関係団体、社会福祉協議会、商工会議所その他の者の協力を求めるものとする。

3 職員

母子福祉センターには、母子の相談を行なう職員、生業指導を行なう職員、技能指導を行なう職員、事務を行なう職員、その他この事業を行なうのに必要な職員を置くものとする。

4 設備

(1) 母子福祉センターに必要な設備は、次のとおりとすること。

ア 事務室

イ 相談室

ウ 技能習得室

エ 保育室

オ 会議室

カ 便所

(2) 前項に掲げる設備については、それぞれの使用目的に従って利用者の便宜を考慮して計画するものとし、その規模は通じて概ね四〇〇平方米(約一二〇坪)以上とするほか、必要に応じて集会室、講堂、宿泊室、学生寮、その他の設備を設けるものとする。

第三 複合施設の場合

母子福祉施設に他の社会福祉施設等を併設し、いわゆる複合施設とする場合については施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用者の処遇に支障がない場合には、当

該母子福祉施設の職員又は設備(原則として次の1及び2に掲げる設備を除く。)について、併設する社会福祉施設等の職員との兼務又は設備の共用を行うことができる。

- 1 母子福祉センター
相談室、技能習得室、保育室
- 2 母子休養ホーム
宿泊室、保育室又は遊戯室、娯楽室

第四 その他の共通事項

1 立地条件

母子福祉施設の建設地は、環境、交通等の地理的条件、利用の将来性等を考慮し、母子家庭の母子等の利用者の効率的な活用が確保でき、かつ、事業を円滑に行うことができる場所を選定すること。

2 構造

(1) 建物の構造は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び災害等に対する安全性について十分な考慮が払われているほか、各階に便所及び洗面所を設けなければならないこと。

(2) 建物の配置については、消防車等の通行し得る広さの道路に面する等、消火活動が十分行なえるよう計画すること。

3 非常災害の対策

母子福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、防火用貯水そう、非常口その他非常災害に対して必要な設備を設けるほか、非常災害に対処する具体的計画をたて、これに対する不断の注意をはらうよう努めるものとする。

4 利用料等

利用者は、低所得層の母子家庭その他の家庭の母子であるから、利用料等は、その者の負担能力を勘案のうえ低廉なものとする。ただし、第一の1の(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事業については、利用者から手数料その他これに類するものを徴収しないものとする。

5 経費

母子福祉施設の運営に要する費用については、利用者等をもってあてるものとする。

なお、国庫補助を受けて設置された施設については他の団体に経営を委託する場合においても事業効果を確保するうえから、当該都道府県、指定都市、中核市及び市町村において運営費についても十分配慮すること。

第五 その他

寡婦は、母子家庭に準じて母子福祉施設を利用することができるものであること。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年3月30日条例第4号)(抜粋)
(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業のための施設その他これに準ずる施設をいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり社会福祉施設を設置する。

(使用又は利用の許可)

第3条の2 社会福祉施設を使用又は利用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる社会福祉施設にあつては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)社会福祉施設の設置の目的に反するとき。
- (3)社会福祉施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、社会福祉施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第3条の3 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1)前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2)この条例若しくはこの条例に基づく処分を違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3)詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(使用料及び手数料)

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる社会福祉施設の使用につき、同表の中欄及び右欄に定める使用料を徴収する。

2 市は、別表第3の左欄に掲げる社会福祉施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄に定める手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第 5 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(利用料金)

第 6 条 別表第 4 の左欄に掲げる社会福祉施設を利用しようとする者(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 6 の措置、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 1 項又は第 2 項の措置及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 4 又は第 16 条第 1 項の措置に係る者を除く。)は、当該社会福祉施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該社会福祉施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第 4 の中欄及び右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第 7 条 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(使用又は利用の制限等)

第 8 条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

(1)詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。

(2)この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。

(3)その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者)

第 9 条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者地域活動センター(入所の機能を有するものに限る。)の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第9条の3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1)社会福祉施設の維持管理に関すること。
- (2)社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第9条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる社会福祉施設について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該社会福祉施設の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該社会福祉施設の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該社会福祉施設が別表第4の左欄に掲げる社会福祉施設であるときは、市は、当該社会福祉施設の使用につき、第6条の規定にかかわらず、当該指

定の取消し等を受けた指定管理者が同条第 3 項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を徴収する。

4 別表第 4 の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第 10 条 この条例に規定するもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 11 条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第 1(第 3 条関係)

施設の種類	目的又は事業	名称	位置
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 39 条第 2 項の定めるところによる。	北九州市立母子・父子福祉センター	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和47年4月1日条例第27号)(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、社会福祉施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び休業日)

第2条 社会福祉施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(設備・器具使用料及び駐車場使用料)

第3条 条例別表第2の障害者体育施設の駐車場使用料並びに福社会館の設備・器具使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第5条 市長は、条例第6条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第6条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第9条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第7条 条例第9条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第8条 市長は、社会福祉施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する社会福祉施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1(第 2 条関係)

社会福祉施設の名称	供用時間	休業日	備考
北九州市立母子・父子福祉センター	(1) 平日 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで (2) 日曜日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで	(1) 土曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	1 市長は、特に必要があると認めるときは、休業日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。 2 平日とは、日曜日及び土曜日以外の曜日をいう。 3 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

北九州市立母子・父子福祉センター管理要綱

(昭和55年4月1日北九州市告示第 93 号)(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、北九州市立母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「母子家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの属する世帯をいう。

2 この要綱において「父子家庭」とは、法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの属する世帯をいう。

3 この要綱において「児童」とは、法第 6 条第 3 項に規定する児童をいう。

4 この要綱において「寡婦」とは、法第 6 条第 4 項に規定する寡婦をいう。

5 この要綱において「母子家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦をいう。

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(事業)

第 4 条 センターは、条例別表第 1 に掲げる目的を達成し、母子家庭等の福祉の増進を図るため、次の事業を行う。

- (1) 母子家庭等に関する講習、講座等の開催に関すること。
- (2) 母子家庭等の福祉についての相談に関すること。
- (3) 母子家庭等の自主活動についての助言に関すること。
- (4) その他母子家庭等の福祉の増進に関すること。

(使用者の範囲)

第 5 条 センターを使用できる者は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに寡婦並びにこれらの者の福祉の増進に係る活動に参加する者とする。「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年 6 月 26 日子発 0626 第 2 号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする（面会交流支援事業を除く）。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の手続)

第 6 条 センターを使用しようとする者は、所定の使用申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 センターを使用する者は、所定の使用簿に所要事項を記載しなければならない。

3 前 2 項の規定は、相談室及び保育室を使用する者については適用しない。

(使用の条件)

第 7 条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付して使用を許可することができる。

(使用制限等による損害)

第 8 条 条例第 8 条に規定する使用の制限又は前条に規定する条件の付加等により、使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 使用者は、センターの許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第 10 条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときはこの限りでない。

(原状回復の義務)

第 11 条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに施設又は設備を原状に回復し、係員の検査を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第 12 条 センターの施設及び設備に損害を生ぜしめた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭局長が定める。

北九州市立母子・父子福祉センター管理運営規定(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規定は、北九州市立母子・父子福祉センター管理要綱（昭和55年北九州市告示第93号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、北九州市立母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定める。

(職員及び職務内容)

第2条 センターに所長、指導員及び事務員を置く。

2 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1)所長

センターの管理及び運営を統括する。

(2)指導員

ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の各種の相談に応じ、その自立に必要な指導、助言を行う。

イ 福祉事務所、民生委員、公共職業安定所、養育費相談支援センター等の関係機関との連携を密にし、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し雇用情報の提供等を行う。

(3)事務員

ア 要綱第4条（2号を除く。）に定める事業計画を策定し、執行する。

イ センターの管理及び運営に関し必要な事務を執行する。

(管理責任者)

第3条 センターの管理責任者は、所長とする。ただし、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、事務員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 センターの運営は、要綱第4条に定める目的が達成されるよう行われなければならない。

(運営委員会)

第5条 センターの事業計画及び執行の適正を確保するための協議機関として、センターに北九州市立母子・父子福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、北九州市社会福祉協議会、民生委員、北九州市婦人会、北九州市母子寡婦福祉会の代表者及びセンター所長並びに北九州市子ども家庭局代表者をもって構成する。

3 運営委員会に、運営委員の互選により運営委員長を置く。

4 運営委員会は、運営委員長の招集により、必要の都度開催するものとする。

5 運営委員は、運営委員会の開催を運営委員長に求めることができる。

(委任)

第 6 条 この規定に関し必要な事項は、指定管理者が、北九州市子ども家庭局長と協議して定める。

北九州市立母子・父子福祉センター事業実施要領(抜粋)

指定管理者が行う母子・父子福祉センター事業について、次のとおり実施要領を定める。

第1 使用者の範囲

母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに寡婦。「離婚前後親支援モデル事業の実施について」(令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知)に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする(面会交流支援事業を除く)。

第2 法律相談

法律相談は、母子家庭の母・父子家庭の父(以下、「ひとり親家庭の親」という。)及び寡婦に限らず、離婚等の調停申込者等で離婚等が現実視される者も受け付けることができる。

第3 一般相談

一般相談は、ひとり親家庭の親及び寡婦に限らず、離婚相談等、離婚前の相談も受け付けることができる。

第4 就業支援講習会

1 検定講座は、同期間にある別の講座を重複して受けることができない。ただし、講座の残り回数が少なく、かつ、受講生のキャリアアップのため、次の講座の受講が必要であると所長が判断した場合はこの限りでない。

2 定員に満たない講座において開講後受講希望があった場合、所長は講師と協議し、講座の進行に支障がないことを確認のうえ受講させるものとする。

3 検定講座に使用する教材費は、母子・父子福祉センター(以下、「センター」という。)の負担とする。

第5 ふれあい事業

1 親と子のふれあい講座

(1) 参加する子どもは、原則として小学生以上とする。

(2) 材料費のセンター負担限度額は、市との予算協議において決定する。

2 リフレッシュ講座

(1) リフレッシュ講座は、ひとり親家庭の母及び寡婦とする。

(2) 材料費のセンター負担限度額は、市との予算協議において決定する。

第6 面会交流

別居中の場合も対象とする。(北九州市面会交流支援事業実施要綱第4条第6項)

第7 就職相談(母子・父子自立支援プログラム策定事業)

1 対象者及び策定員

(1) プログラム策定事業の対象者は、ひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。)及び「離婚前後親支援事業の実施について」(令和6年3月29日こ支家第198号こども家庭庁支援局長通知)に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者(以下「ひとり親家庭等の親」という。)とし、生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭等の親となることが見込まれる者についても、市が必要と認める場合には対象とすることができるもの。

(2) 相談業務としての就業相談は母子・父子自立支援プログラム策定員(以下、「プログラム策定員」という。)が担当する。

2 ウーマンワークカフェ北九州内の就職相談

(1) プログラム策定員が常駐し、対象は1(1)と同様とする。

(2) ウーマンワークカフェ北九州は、広く女性の就業支援等を行っている。市外居住者(ひとり親)の相談にも応じているが、その場合は一般相談としてセンターに報告するものとする。

第8 就職相談会

1 毎月1回マザーズハローワーク又はセンターで開催するものとする。月ごとの開催担当は新年度の事業計画策定までに協議決定するものとする。

2 センターでの開催は、プログラム策定員の協力のもとに行う。

第9 保育

1 保育の利用者

(1) 保育の利用者は、就業支援講習会の参加者とする。利用者は、講習会の申込みの際に予約を必要とする。その他の利用者は、原則対象外とする。

(2) 保育の対象は、概ね小学生以下とする。

2 保育を行う場所

和室。必要な場合は、研修室等を使用する。

3 保育を行った者への謝金

1 時間あたり 1,000 円（旅費相当分を含む。）

保育予定者の母が連絡もなく若しくは遅れて連絡したため、保育対象者がいなくなったにもかかわらず保育者が待機していた場合は 1 時間の保育料を支払う。

4 出張託児を依頼する場合は、その利用料金を支払う。

公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

(貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

(相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

(貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

(貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

(貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

(自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の 15 日までに納入させるものとする。

(自販機設置の条件等)

第 9 条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

(使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第 10 条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機 1 台に最低 1 個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

(契約の解除)

第 11 条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第 2 号から第 6 号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第 1 項第 1 号から第 6 号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

(途中解約)

第 1 2 条 第 3 条第 2 項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

(協議事項)

第 1 3 条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

付 則

この要綱は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

指定管理者制度導入施設概要

施設名	北九州市立母子・父子福祉センター
設置根拠条例	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
設置目的	母子家庭等を対象に、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する。
所在地	北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた4階
建築年月日	令和14年10月1日
供用開始年月日	令和14年10月1日
構造	地下0階/地上12階、鉄骨造（事務所棟）、鉄骨鉄筋コンクリート造（ホール棟）
施設規模	延床（敷地面積）564.48㎡ （ウェルとばた全体の延床面積 約37,000㎡）
主要施設	・事務室 ・OA研修室 ・研修室 ・和室
利用時間	9:30 ~ 20:30（日曜日は18:00まで）
休業日	土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
使用料 （利用料金）	無料
指定管理者が行う 業務内容	（相談等業務） 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する講習、講座等の開催及び相談。また、自主活動についての助言。 （管理運営に関する業務） 母子福祉センターの使用許可に関する業務及び維持・管理に関すること。 （その他の業務） 業務計画書等書類の作成など、運営に関して必要な業務。
所管局・課	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課

ウェルとばた 4階 北九州市立母子・父子福祉センター 略図

